

給与収入500万円 夫婦子2人の場合 Aパターン

所得税の限界税率5%、住民税所得割額135,500円とする ※個人差あり

寄附金 15,000円

①寄附金控除の
対象外
5,000円

寄附控除対象 10,000円

総所得金額等(サラリーマンなら給与収入から給与所得控除額を控除した金額、年金受給者なら年金収入から公的年金等控除額を控除した金額)の30%が限度

③所得税の所得控除
による税額軽減10,000円
× 5%
=500円(5%は所得税の控
除率、各人による)

住民税の税額控除 9,500円
(1,000円 + 8,500円 = 9,500円)

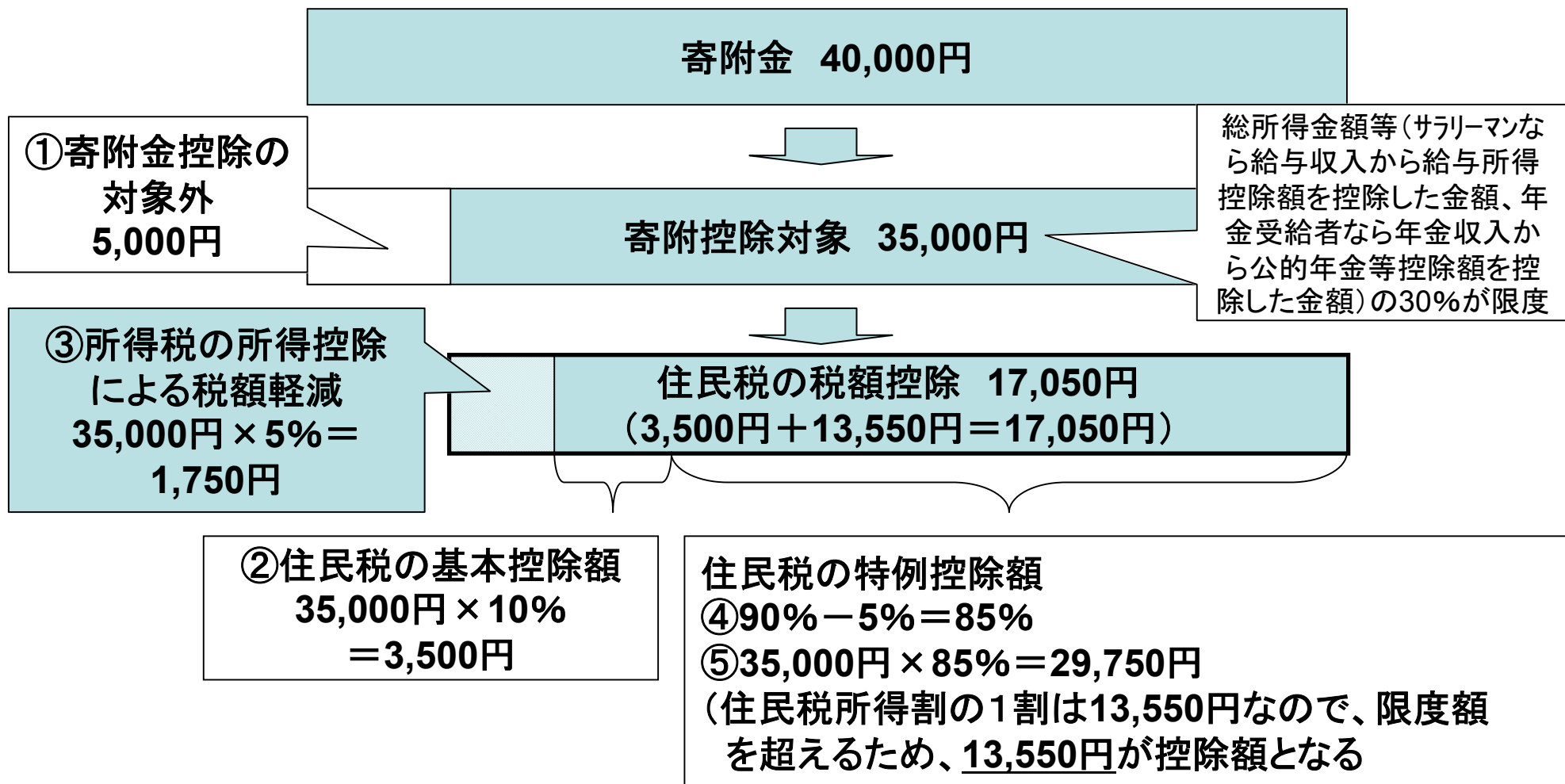
②住民税の基本控除額
10,000円 × 10%
= 1,000円

住民税の特例控除額
④90% - 5% = 85% (5%は所得税の控除率、各人による)
⑤10,000円 × 85% = 8,500円
(住民税所得割の1割は13,550円なので、限度額
の範囲内)

控除額: 所得税500円 + 住民税9,500円 = 10,000円が控除される

給与収入500万円 夫婦子2人の場合 Bパターン

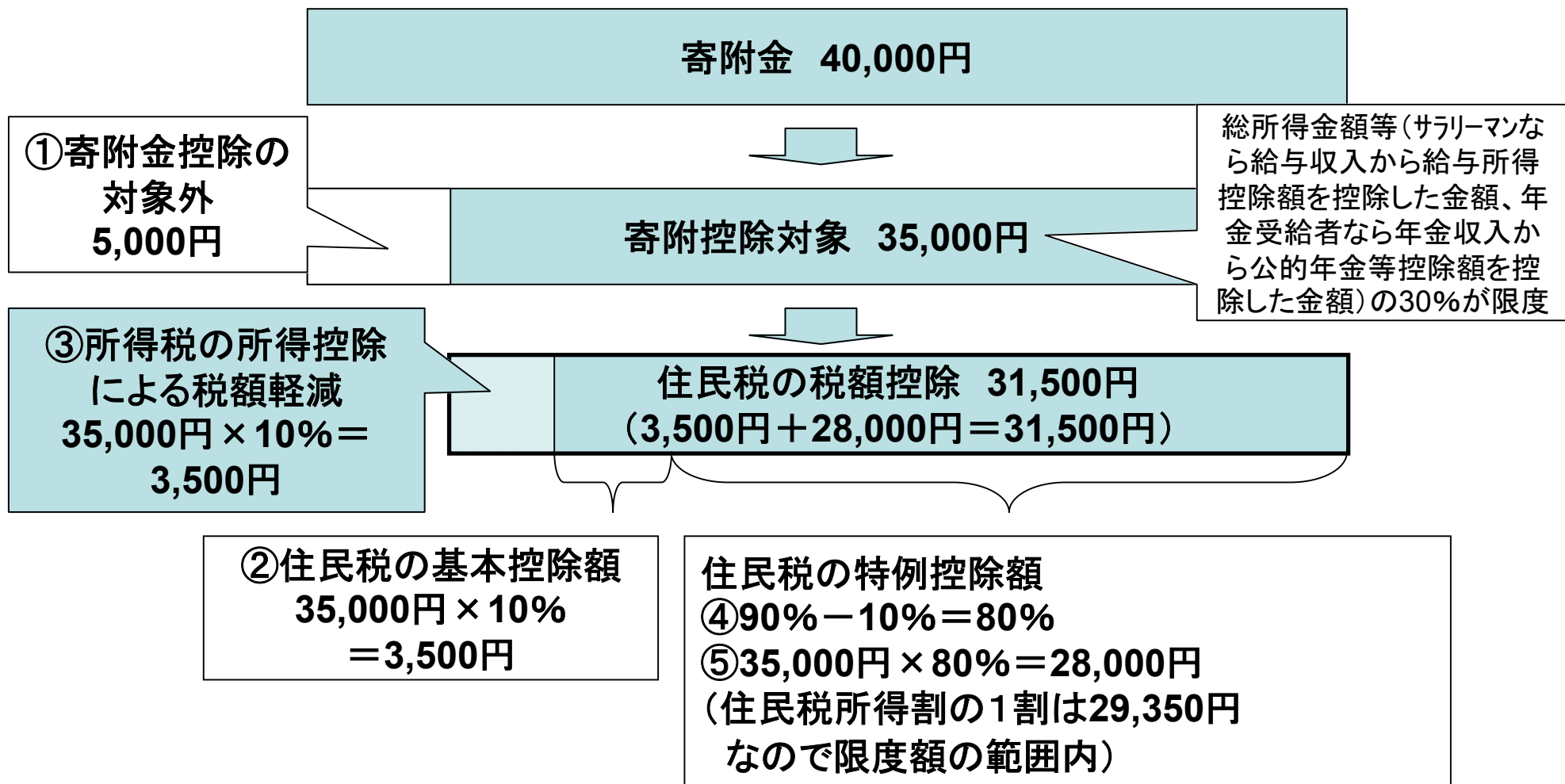
所得税の限界税率5%、住民税所得割額135,500円とする ※個人差あり



控除額: 所得税1,750円 + 住民税17,050円 = 18,800円が控除される

給与収入700万円 夫婦子2人の場合 Aパターン

所得税の限界税率10%、住民税所得割額293,500円とする ※個人差あり



控除額: 所得税3,500円 + 住民税31,500円 = 35,000円が控除される

給与収入700万円 夫婦子2人の場合 Bパターン

所得税の限界税率10%、住民税所得割額293,500円とする ※個人差あり

寄附金 50,000円

①寄附金控除の
対象外
5,000円

寄附控除対象 45,000円

総所得金額等(サラリーマンなら給与収入から給与所得控除額を控除した金額、年金受給者なら年金収入から公的年金等控除額を控除した金額)の30%が限度

③所得税の所得控除
による税額軽減
 $45,000円 \times 10\% =$
4,500円

住民税の税額控除 33,850円
(4,500円 + 29,350円 = 33,850円)

②住民税の基本控除額
 $45,000円 \times 10\%$
= 4,500円

住民税の特例控除額

④ $90\% - 10\% = 80\%$

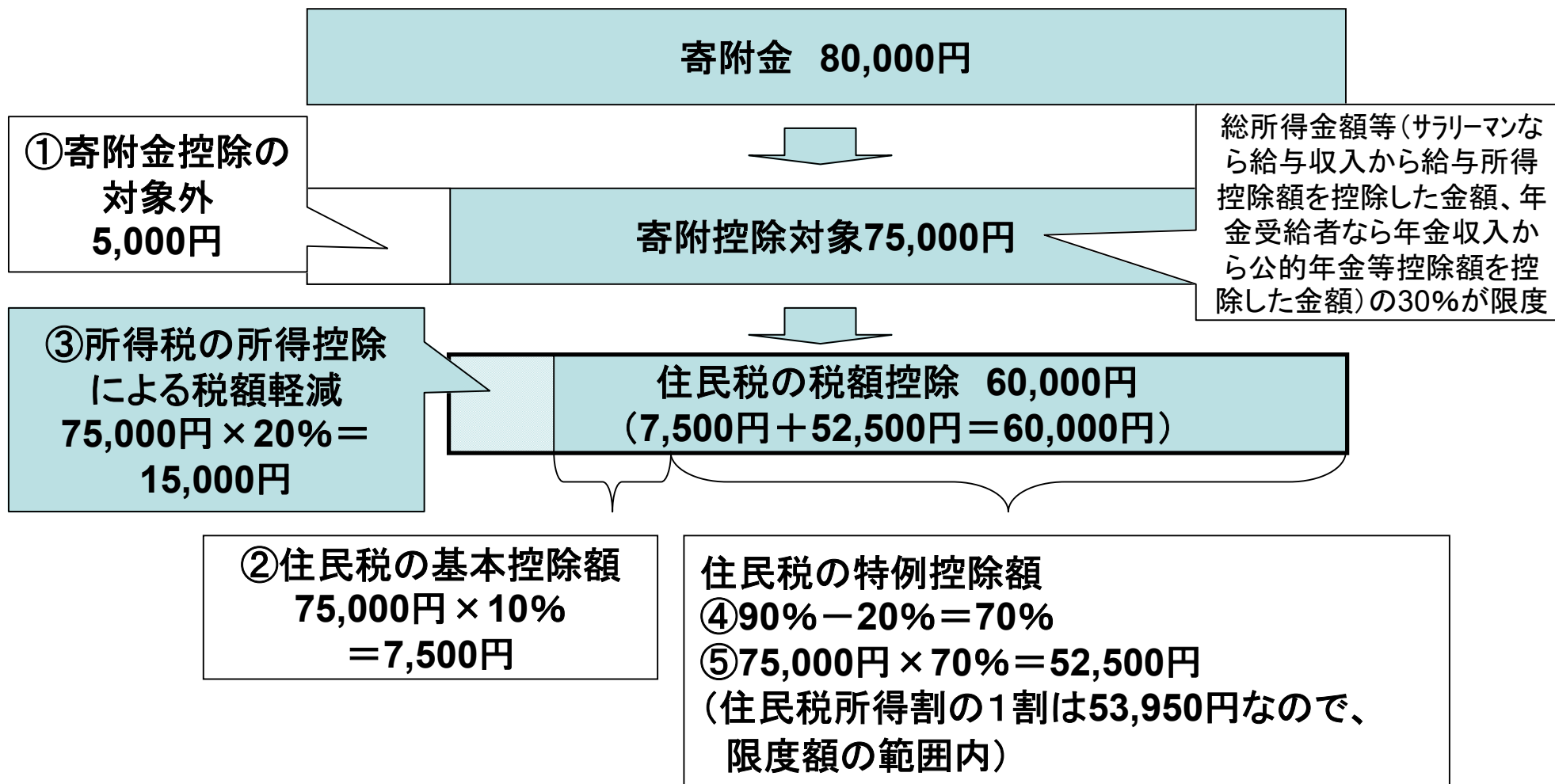
⑤ $45,000円 \times 80\% = 36,000円$

(住民税所得割の1割は29,350円なので限度額を超えるため、29,350円が控除額となる)

控除額: 所得税4,500円 + 住民税33,850円 = 38,350円が控除される

給与収入1,000万円 夫婦子2人の場合 Aパターン

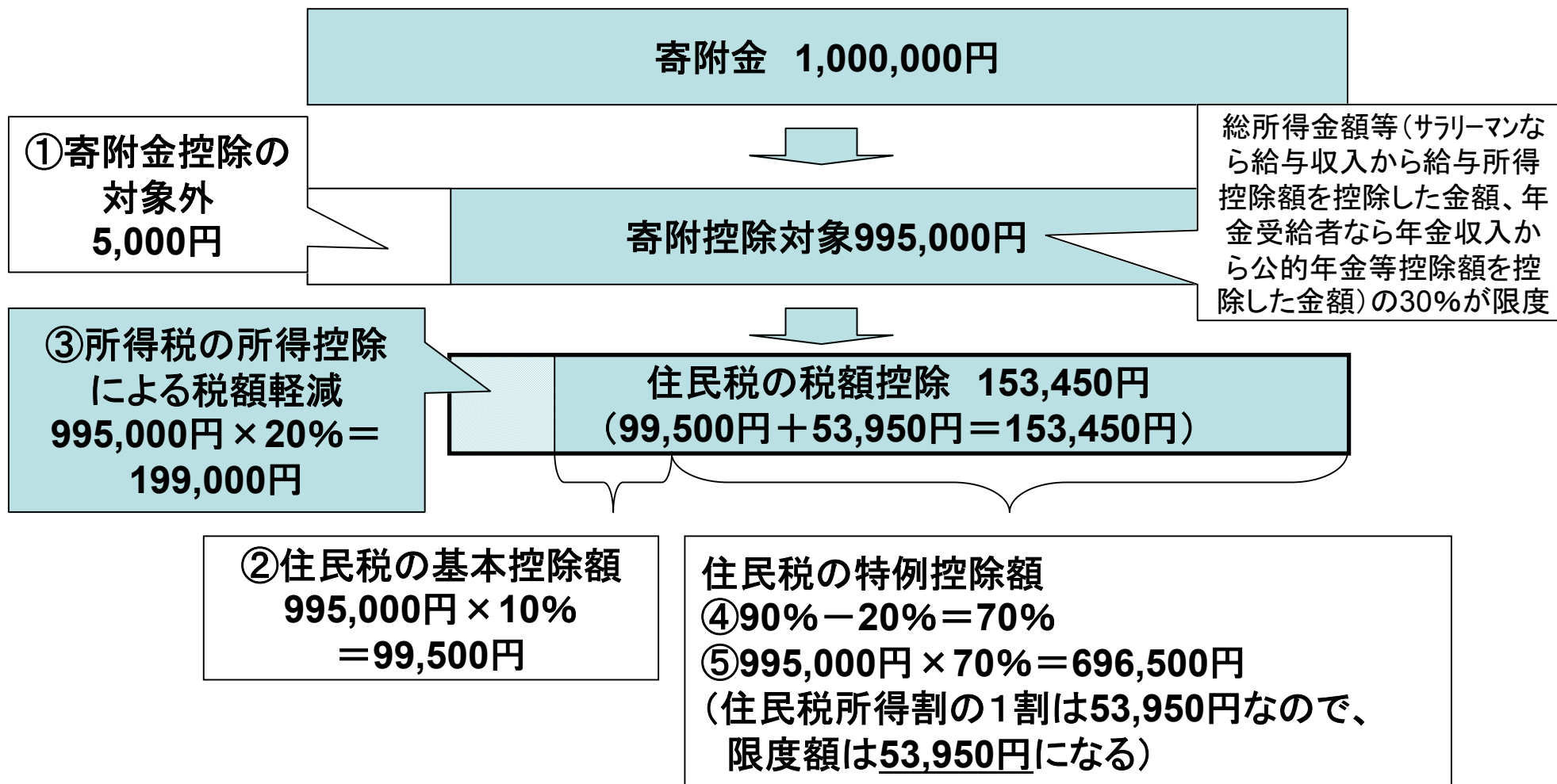
所得税の限界税率20%、住民税所得割額539,500円とする ※個人差があり



控除額: 所得税15,000円 + 住民税60,000円 = 75,000円が控除される

給与収入1,000万円 夫婦子2人の場合 Bパターン

所得税の限界税率20%、住民税所得割額539,500円とする ※個人差あり



控除額: 所得税199,000円 + 住民税153,450円 = 352,450円が控除される